

平成29年度第2回白井市通学区域審議会会議録（概要版）

- 1 開催日時 平成29年10月26日（木） 午後3時から午後4時00まで
- 2 開催場所 白井市保健福祉センター 2階 研修室1
- 3 出席者 田代会長、渡邊委員、赤瀬委員、富澤委員、石毛委員、秋谷委員、鈴木委員、小泉委員
- 4 欠席者 石川委員、酒井委員
- 5 事務局 染谷部長、吉田参事、奥村主査、五十嵐主査補
- 6 傍聴者 1人
- 7 議題 ①答申（案）について（公開）
- 8 議事 以下のとおり

○事務局 出席に対する御礼、開会する。

○教育長 あいさつ

（教育長 退席）

○事務局 前回会議録の確認、今回の会議議事録作成の為、録音させていただく。会議録については、委員の氏名を伏せて公表する。配布資料の確認、10/12開催した地域説明会の報告。

次第6. 議題に移る。会長に議事をお願いしたい。

○会長 会議の公開・非公開の扱いについては、公開とする。

（傍聴者1名 入室）

○会長 ただいまより、議事を進めてさせていただく。

議題1 答申案について議題とする。事務局より説明を求める。

○事務局 配布資料をもとに説明。

○会長 只今の事務局からの説明についてご意見、ご質問等があればお願いしたい。

○小泉 希望すれば白井中学校にも就学できるとしているが、小学校と中学校の生活は、基本的に違うところがある。一つは、かなり遠方からであれば、自転車通学が許可されるということ。それから、部活動があるので、小学校よりも帰宅時間が遅くなるという状況がある。必ずしも特認校制度で第二小学校へ通われたお子さんが、白井中学校を希望されるかというのは、部活の関係とか、夜遅くなる帰宅の関係などから、このように通学校の指定をしていただくのが、わかりやすいなと感じた。でもこの文面を見ると、申し立てをすれば、白井中学校へ行くことができるとなっているが、他と同じ考えであれば、申し立てをして許可ができればというのが前提なのかなと思う。白井中学校も現在174名ということで、たくさんお子さんたちが来てくれるということは、当然歓迎するわけであるが、例えば、通える見通しが無いのに、認めてしまうということはいかならないかなというように思いますので、そのところは、教育委員会のほうで確認していただくのか、或いは、学校と協議した上で、最終的に認めるというかたちを取るという、他の場合と同じ形にしても

らえればよいかなと思う。文面にすると、申し立てをし、許可をとることで通うことができるということにさせていただけると、ワンクッション、審議の部分が入るのかなと思う。

○会 長 この文章であると申し立てだけで、許可を得ずにいけますよと、ただ、第3条の規定は、1項と2項に分かれているのですよね。1項と言うのが、通常の指定校変更プラス、二小の小規模特認校のことが書いてある。申請に関する件が書いてある。それで、2項が申請に対して許可を与える件だと思うが、そこまでの規定で第3条というのが1項と2項をまとめた規定によりという読み取りになる。そこで今、〇〇委員さんが言われた意見というのが、申し出を言っただけで許可ができるという読み取りにもなるのではないかということだが。

○事務局 3条の第1項、第2項、両方該当します。3条の上に括弧で指定校変更の申立てと3条を一括しているの、それと併せて次のページになりますが、審査及び通知というのがある。第4条では、教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、という手続きがあるので、これを受けてはじめて許可という形になる。第3条、4条一連の手続きを経たうえで、認められるということになる。

○会 長 読み取りはそれで良いだろうけども、今言いたいのが、申立てを行うことだけで、許可になるということにならないか危惧している。

○事務局 この申立てというのは、第3条全体を指しているの、3条の上の見出し、括弧書きのところは、ここの指定校変更の申立てということで規定しているので、もっと言えば、申立てという言葉を取っても良いと思う。

○委 員 3条の2項で教育委員会が認める時はという規定があり、今回はそこに該当する言葉を拾っているだけなので、特に希望する場合は規則第3条の規定による、とするだけでもよいのでは。

○事務局 規則第3条の規定により、白井市立白井中学校に就学することができるものとする。

○会 長 あえて申立てという言葉は使わずに。

○事務局 申立てという言葉は取る。

○会 長 申し立てという言葉そのものが3条に規定されているので、あえて入れないということではよろしいか。

○委 員 はい。

○会 長 他にご意見等が無いようなので、今の二つの前回からの修正については、これでよろしいか。

(「はい」という声あり。)

○会 長 答申案について、御意見をいただきたい。

前回の諮問が白井第二小学校における通学区域の特例についてが諮問でしたが、それに対して答申については、適当と認めます。あと二つのことをこの

会から要望する。ひとつは、関係者への周知。二つ目は学校と十分な連携を取って進んでくださいという二つの要望を付けて答申という形になる。では、この答申案につきまして採決を取りたい。議題1 答申案について賛成の方は挙手を願う。

(挙手多数)

○会 長 それでは、この答申案については、案のとおり決定する。なお、答申書につきましては、後日、会長である私のほうから教育長へお渡しする。議題については以上であるが、その他、全体を含めた中で、委員のほうからご意見等はないか。

○委 員 審議会の中で決めていただいたことについて、市教育委員会と連携しながら進めていきたいと思う。本日、小規模特認校となるということで、本校の資料を用意した。前回お話があった、確かな学力、豊かな心、健やかな体ということについて、こんな形で進めていますというのをちょっと紹介させていただきたい。

(配布資料をもとに説明)

○会 長 この資料はどこかホームページとかにアップされるのか。

○委 員 これは今日審議会のために用意してきたもの。

○委 員 これだけ素敵なことを行っているので、説明会でも使っていただきかったし、何らかの方法で、広報、その他で、PR活動ができると良いと思う。

○委 員 二小さんは、これからこういったいろいろな形で、いろいろなところにPRをして、小規模特認校になりましたよということを発信していくのかと思うが、それに関わる費用とかはどのように持っているか。予算化はされているか。

○会 長 広報活動とか具体的な方法ですね。今説明会をしても前は二小学区の方が殆どで、また次にやる時には、他の学区からもとあるが、更により広く広報活動をするために、今後どのようにしていくかとか、予算的なものを含めた中で、それについては、これからですかね。

○事務局 広報については、今のところは、広報しろいと、入学通知に募集案内等を同封して、全ての保護者様には周知を予定している。費用がかかる広報活動というのは、今のところ予算化していない状況。

○会 長 特認校としての確定はこれからだと思う。教育委員会議等で。それが確定していくと思うので、その後、二小がネット上にアップしたりとか、教育委員会のほうでもネット上にアップするとか、そうするとかなり広がるし、広報等を使いながら、やっていくという方向で、予算的なものは中々、取れていないということ。

○事務局 広報活動については、第二小のホームページ、それから白井市のホームページの方へ十分に載せて行きたいと思う。それと今の資料は、説明会で使っていなかったということがあったので、次回の説明会では、是非校長先生に、

説明していただきたいと思う。よろしくお願ひしたい。それから、せっかく良い資料を作っていただいたので、十分活用させていただきたいと思う。それと特認校にあわせた予算措置については、基本的にはPRというのは教育委員会のほうで主体的に行い、教育委員会の予算で対応していく。また、学校の方でできるものは学校の方でやっていただき、その分に必要な経費については、言っていただいて、予算配分、或いは市のほうで代わってできるかどうか、それは検討させていただく。それとハード面については、既に今年度、特認校だからということではなくて、今まで第二小については駐車場だとか、通路の整備の問題、それから道路との間による壁があるが、壊れていて危険だということがあったので、そういったものを含めてきれいに整備をしたい。ということで、今年度については、駐車場の整備をまず先行していく。これは今まで、大変広い学区のため、何らかの活動があったときは、保護者は、車で迎えに来るということになって、駐車場が非常に狭いものですから、グラウンドの中まで入り込むと、雨の日には、グラウンドが傷んでしまうという状況があるので、十分な駐車場を整備したいということで、今予算措置のほうを進めている。それと周辺の埃だとか、そういったものを取る為の外周のネットが大分痛んでいるので、それについても修復して、きれいな学校というイメージを作って行きたい。来年度以降については、危険箇所について改修をしていくということで予定している。あと、学童保育については、今、保育課の方とは調整をしていて、できるだけ早い時期に整備をしていきたいと。ただ、その際には、白井市としては初めての試みとなるが、放課後子ども教室との一体的な学童保育ということで進めることで準備をしている。以上です。

○委員 今、学童保育というのが出ましたが、具体的にいつというのはまだ決まっていはいないということですね。

○事務局 今整備をするのに、学校と学童保育をどこに置くか、大体の方針がでてきたので、それに併せて、整備にどれくらい掛かるのか、それと学童保育の整備には国や県の補助というものがあるので、その確保もまずしていかなければならない。ということで、時期的には、来年度から特認校を始めるが、1年遅れ、或いは1年半ぐらい、2年まではかけたくない、早ければ31年度会所を目指したいと、今担当部署と調整をしているという状況。

○委員 承知した。

○委員 今、他に学童がない学校はあるのか。

○事務局 第二小だけとなる。学童は今年度から直営方式、市から委託をして業者が運営する。今までは保護者の運営だったが、市の運営に変更になる。ただ、第一小だけは、保護者で運営をしたいということで、今やっているが、第一小についても、来年度からは市の方で運営してほしいという意見もあるようなので、それは意見を聞きながら、市の方でできれば、全部市の運営というよ

うに変わっていく。

○委員 これだけ校長先生のお話を聞いて、充実した学校経営をされていて、いろんな面でこれを発信できたらしいなというように先ほどお話したとおりで、あと一つ教育内容の充実と共に、今、全県的な課題だと思うが、働く親の支援ということも、放課後ルーム、放課後子どもプランの充実というのは、働くお母さんには魅力だと思うんですよね。そういう面の充実についてもいっぱいPR活動をしていただけるといいなと思う。

○会長 はい。それはまだこれからのことではありますが、とりあえず今学校ができることは、こうゆうことをやっていますよというPRをできるかぎりやっていただきたい。特色を見せてほしい。前回も意見にでましたけど、特色をなるべく出して、魅力を広げてほしいと。お願いしたい。

○委員 あと一点。この小規模特認校の申請書ですが、その中に就学条件なんですけど、保護者の責任と負担において公共交通機関や保護者の送迎によりとあるのですが、なかなかこの言葉というのはきついと思うところがある。これは必要なんですが、例えば行政とタイアップしながら教育委員会もよく話をし、ナッシー号の充実とか、足はどうなのか。平塚あたりの子どもたちは、行き帰りはなんとかできているが、他のルートから来る子が、ぜんぜんできていないという話を聞いたんですけど。こういうのを少し考えないと、やはり親が勤めているということがあるから、全てのお子さんを送り迎えとは、難しい点が出るのかなと。これは私のほうからお願いということではありませんけど、まあ行政、市長部局の方とよくお話をしていただけないかなということでもよろしくお願いしたい。

○会長 はい、それではこれは意見というかたちで。

○委員 あの、船橋市の例ですけど、うちの小学校とかなり遠い学校、行田の方の学校が、満タンになってしまったものですから、うちの校舎が空いているということで、そこに通ってもらうように何年か前から、実施しているが、その時に、足はどうなるかというのが地域の住民の課題だったんですね。結局どうしたかという、もちろんこれはすぐには実施できない、予算の面もありますし、それからどれだけの人数が通ってくれるのかという人数の問題もあり、市で結局は、小さなバスを運行することになった。有料ですけどもスクールバスを運行することになって、まあ、第二小学校さんでは人数がどれくらいになるのか想定できないんですけど、バスとかそうゆうのは難しいのかなとか思ったり、親御さんのことを考えたら、なんとかそれに近い補助とかができないかなというように感想を持っている。

○会長 はい。意見ということで、足ですね。今後また、検討していただきたい。それでは皆さんいろいろな意見をいただき、円滑な議事ができたことを感謝する。これにて議長の任を解かしていただく。

○事務局 以上で白井市通学区域審議会を終了する。